

平成20年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

教育委員会事務局

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	学校不適応児童生徒の問題が顕著な地域に、スクールソーシャルワーカーを配置し、保護者支援を行ったり、福祉機関等につないだりするなど、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、課題のある児童生徒の自立と学校適応が図れるよう支援を行う。	平成20年4月1日	大津市	5,150,000	不登校、暴力行為など、学校不適応の問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境の調整改善を図ることで問題の解消をめざす取り組みについて、各地域で特色ある実践研究を行い、その成果を広く普及していくことを目的としており、競争入札により委託先を決定することは事業の趣旨になじまない。また、委託先は、地域のさまざまな機関と人材、指定校の連携を図らせる役割や機能をもつものとすることから、地方公共団体である市町を契約の相手方とすることが必要である。	2号	2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	同上	平成20年4月1日	長浜市	9,331,685	同上	2号	2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	同上	平成20年4月1日	守山市	7,213,080	同上	2号	2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	同上	平成20年4月1日	東近江市	12,719,500	同上	2号	2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	同上	平成20年4月1日	甲賀市	12,238,615	同上	2号	2
学校教育課	滋賀県スクールソーシャルワークの学校不適応支援事業調査研究委託	同上	平成20年4月1日	栗東市	6,292,000	同上	2号	2

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
文化財保護課	埋蔵文化財(極楽寺遺跡)発掘・整理調査委託	埋蔵文化財(極楽寺遺跡)発掘・整理調査業務	平成20年7月7日	(財)滋賀県文化財保護協会	7,115,850	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制が無く、代わってこれらの事業を実施するために(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。 その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。 なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(番場遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(番場遺跡)発掘調査業務	平成20年7月28日	(財)滋賀県文化財保護協会	26,807,550	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(天神畑・上御殿遺跡)発掘調査業務	平成20年9月22日	(財)滋賀県文化財保護協会	19,950,000	同上	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(清滝寺遺跡・能仁寺遺跡)発掘調査委託	埋蔵文化財(清滝寺遺跡・能仁寺遺跡)発掘調査業務	平成20年7月14日	(財)滋賀県文化財保護協会	20,814,150	同上	2号	3イ
長浜北星高等学校	長浜北星高等学校ガス配管改修工事	老朽化したガス配管の敷設替え	平成20年7月11日	大阪ガス株式会社導管事業部京滋導管部長	8,894,550	敷地内の老朽化したガス配管を改修する。ガス配管の工事はガス事業者である大阪ガスが責任施工することとされており他に相手方を選定できる余地がない。	2号	3ア